

■ 迂回ルートと工事概要のご案内

1. 主な迂回ルートのご案内

夜間通行止め時は、以下のとおり一般道などへの迂回をお願いいたします。



通行止め区間	迂回ルート	所要時間(参考) ※渋滞していない場合
E23 東名阪道 蟹江 IC ⇒ 弥富 IC	E23 東名阪道 蟹江 IC ⇒ 県道 65 号 ⇒ 県道 40 号 ⇒ 県道 105 号 ⇒ E23 東名阪道 弥富 IC	迂回ルート利用の場合 約 15 分 (東名阪道利用時 約 5 分) 【所要時間:+10 分】

※名二環・伊勢湾岸道へ迂回される場合の所要時間は、東名阪道リニューアル工事専用 WEB サイト (<https://chukyo.c-nexco.co.jp/hmr1-2024/>) をご確認ください。

2. 夜間通行止めに伴う乗継料金調整について

夜間通行止めに伴い、下表の通行止め区間(乗継 IC 間)を一般道に迂回し、再度同一方向の高速道路に乗り継がれるお客さまには、迂回せずに直通利用された場合の通行料金より高くないよう、所定の方法により料金調整をおこないます。

※名二環・伊勢湾岸道へ迂回される場合の料金調整については、東名阪道リニューアル工事専用 WEB サイト をご確認ください。

1)対象期間

E23 東名阪道 蟹江 IC～弥富 IC 下り線(亀山方面)

実施日:10月5日(月)、6日(火)、14日(水)、22日(木)、28日(水)、29日(木)、11月9日(月)

各日 23時から翌5時まで(7夜間)

予備日:10月7日(水)、8日(木)、9日(金)、15日(木)、16日(金)、19日(月)、23日(金)、26日(月)、
27日(火)、30日(金)、11月2日(月)、3日(火・祝)、10日(火)、11日(水)、12日(木)

いずれの場合も同時間帯

※料金調整は、上記の対象期間に関わらず、通行止めの終了をもって終了します。

2)対象車種

全車種

3)ご利用方法

《ETCをご利用のお客さま》

一旦流出する走行と乗り継ぎ後の走行を同じETCカードで、通常どおりETCレーンを無線走行してください。
「高速道路通行止め乗継証明書(乗継証明書)」の入手は不要です。クレジットカード会社などからの料金請求時に料金の調整がされます。

《ETC以外でご利用のお客さま(現金などでご利用のお客さま)》

夜間通行止めにより高速道路を一旦流出するICでお渡しする「乗継証明書」を乗り継ぎ後の最初の出口ICで、係員にお渡しください。

一旦流出するICが料金精算機設置レーンの場合、ご精算後に発行される「乗継証明書」をお取りください。
また、乗り継ぎ後の最初の出口ICが料金精算機設置レーンの場合には、「乗継証明書」、「入口通行券」の順で精算機に入れてご精算ください。

●乗継IC

道路名	通行止め区間	乗継IC	
		流出IC	再流入IC
E23 東名阪道	蟹江 IC→弥富 IC (下り線)	E23 東名阪道 蟹江 IC	E23 東名阪道 弥富 IC、長島 IC、桑名東 IC、桑名 IC E1A 伊勢湾岸道 みえ朝日 IC、みえ川越 IC 弥富木曽岬 IC E1 名神 岐阜羽島 IC

※流出ICで流出されてから6時間以内に再流入ICで乗り継いでください。

※蟹江ICで流出後、通行止めが解除された場合は、同ICで再流入されても通行料金の調整をおこないません。

※長島IC、桑名IC、みえ朝日IC、弥富木曽岬ICはETC専用料金所です。通行止めに伴い、ETCがご利用になれない状態で当該ICで高速道路から流出または高速道路へ流入される際には、『ETC/サポート』または『サポート』と表示されたレーンを通行し、一旦停止して係員などの指示にしたがってください。

3. 工事概要

東名阪道リニューアル工事で使用していた、工事資機材を搬入・搬出する設備 3 基の撤去工事をおこないます。



夜間通行止め時に撤去する部分

工事資機材を搬入・搬出する設備